

たとえ認知症になっても住み慣れた地域での暮らしが安心して継続できるようにすることを目的とする。

イ 実施主体

本事業の実施主体は都道府県及び市町村とする。ただし、事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる団体に委託することができるものとする。

ウ 事業内容

(ア) 市町村事業

a 市町村推進会議の設置

徘徊・見守りSOSネットワークを構築するための推進会議を設置し、早期発見のための連絡網の整備、捜索・発見のためのシステムの構築及び保護した者の適切な事後措置の検討等を行う。

(市町村会議の取組例)

- ・ 市町村管内の実態把握（徘徊のおそれのある認知症高齢者等の把握、認知症サポーター等の地域資源の把握 等）
- ・ 実態把握を基に、市町村の実情に応じたネットワーク体制の検討、体制構築のための方策の検討
- ・ 徘徊模擬訓練等の企画及び実施についての検討
- ・ 市町村の見守り協力員の養成にかかる計画の策定
- ・ 徘徊・見守りSOSネットワーク構築のための普及啓発事業の実施

※ 徘徊・見守りSOSネットワークを構成する具体的な地域資源の例は次に掲げるとおりである。

例) 民生委員、自治組織、老人クラブ、婦人会、行政関係機関（警察・消防等）商工関係、郵便局、新聞店、公共交通機関（電車、バス、タクシー等）、宅配業者、ガソリンスタンド、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、医療関係機関、介護事業者、地域包括支援センター、認知症サポーター、認知症の本人やその家族に対する支援組織、福祉に関するNPO・市民団体 等

b 徘徊模擬訓練等の実施

関係者が有機的に連携した実効性のあるネットワークの構築を図るため、徘徊模擬訓練等を実施し、課題等を分析することにより、実際の活動に反映させる。

c 徘徊・見守り協力員の養成

認知症サポーターをはじめ、公共交通機関の職員、コンビニエンスストアやガソリンスタンドの従業者、新聞や乳酸飲料などの宅配系事業従事者など幅広く市民に対し、徘徊高齢者の発見や見守りに資する情報提供や説明会等を行うことにより徘徊・見守り協力員を養成する。

(イ) 都道府県事業

a 都道府県推進会議の設置

広域的なネットワーク構築支援及び市町村単独のネットワークでは対応困難な広域的調整・支援を行うための推進会議を設置する。

b 市町村連絡会の設置

管内市町村の情報共有及び徘徊・見守りSOSネットワーク構築に係る課題の収集分析を行うための連絡会を設置する。

c その他

徘徊・見守りSOSネットワークの普及・啓発に関する事業を行うものとする。

エ 事業実施に当たっての留意点

(ア) 本事業の実施について、都道府県及び市町村においては、既存のネットワークとの連携を図ることとする。

(イ) ウの(ア)のcの事業の実施にあたっては、例えば認知症サポーター養成講座と合わせて実施することや、徘徊模擬訓練等の際に説明会を開催するなど、効果的な実施に務めることとする。

(ウ) 公共交通機関の状況などにより主な生活圏域が他の自治体にまたがっているなど、地域の個々の実情を踏まえ、必要に応じ他の都道府県等との連携を図ることとする。

(3) 研修事業について

ア 研修事業の受講機会確保について

国庫補助による研修は、認知症対応型サービスの質の確保、かかりつけ医等による認知症の早期発見、早期対応の促進、高齢者の権利擁護の推進体制の構築等に資する重要な事業であり、その研修修了者も年々増加しているところである。

また、平成21年度介護報酬改定により、認知症専門ケア加算が創設され、加算の要件として「認知症介護実践リーダー研修」及び「認知症介護指導者養成研修」の修了者の配置が求められている。

都道府県・指定都市におかれては、国庫補助による研修、認知症介護実践研修について引き続き地域の実情に応じた受講の機会の確保を図るとともに、認知症介護指導者養成研修への積極的な推薦をお願いします。

イ 認知症地域医療支援事業について

認知症サポート医やかかりつけ医認知症対応力向上研修を修了した医師（以下「研修修了かかりつけ医」という。）は、必ずしも認知症の専門医ではないが、認知症医療や地域における医療・介護連携の推進に当たり必要不可欠な存在であり、都道府県・指定都市内の認知症施策の関係者及び地域住民が、これらの情報を共有することは極めて重要である。

このため、認知症サポート医や研修修了かかりつけ医の氏名及び所属医療機関名等について、管内医師会及び市町村との連携の下、個人情報保護に配慮しつつ、地域包括支援センター及び地域住民に対する積極的な情報提供をお願いしたい。

また、認知症サポート医は、認知症施策を効果的にすすめる上で不可欠であることから、各都道府県・指定都市医師会とも十分に連携するとともに、本年度から実施している認知症サポート医フォローアップ研修を活用し、認知症サポート医ネットワークの形成及び認知症に関する最新かつ実用的な知識の取得を図り、認知症地域医療体制の強化に取り組まれない。

ウ 認知症介護実践研修について

本研修のうち、実践者研修が認知症高齢者グループホームにおける計画作成担当者の要件であるとともに、実践リーダー研修が認知症専門ケア加算の要件の1つであるなど、各都道府県・指定都市において実施される本研修の内容が一定以上の水準に確保されることが極めて重要である。

本研修については、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年3月31日老計発第0331007号厚生労働省老健局計画課長通知）において標準カリキュラムをお示しし、各都道府県・指定都市はこれを参考としてそれぞれの地域の実情に応じ独自の研修カリキュラムを作成いただいているところであるが、自治体によって、研修カリキュラムの内容にばらつきがみられるところである。

本研修が上記のとおり、人員基準の要件の1つであること及び認知症介護実践リーダー研修の標準カリキュラムに基づく研修を修了している者によるケアに対する評価として認知症専門ケア加算を創設したものであることをご理解いただき、各都道府県・指定都市においては、適正な研修の実施につきご配慮願いたい。

なお、末尾（参考資料）に「認知症介護実践等研修の実施状況に関する調査結果」を掲載しているので参照されたい。

（４）認知症サポーター等養成事業について

認知症の人は一般に環境の変化に弱いという特性があるため、なじみの地域で安心して暮らし続けられるようにするためには、その地域において認知症の理解者を増やし、地域の中で認知症の人やその家族を見守り、支援をしていくことが必要である。そのため、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けをする認知症サポーターを養成することは地域における認知症施策を進めるうえで重要な取組である。

認知症サポーターの養成については平成26年までに、400万人を養成する目標を掲げており、平成22年12月31日現在で約230万人に達したところである。認知症サポーター養成事業の自治体別の実施状況にはばらつきがあるが、地域における認知症についての正しい理解の普及・促進のため、引き続き積極的なサポーターの養成に取り組まれない。

なお、末尾（参考資料）に認知症サポーターの養成状況を掲載しているので、参照されたい。

（５）外部評価制度の適正な運用等について

介護サービス情報の公表制度（以下「情報公表制度」という。）において、昨年度

から小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む。）及び認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む。）がその対象サービスとして追加されたことを踏まえ、外部評価制度について事業者の負担軽減等の観点から見直しを行ったところである。

情報公表制度については、昨年11月30日に取りまとめられた「介護保険の見直しに関する意見（社会保障審議会介護保険部会）」において、その見直しについての指摘を受けたところであるが、外部評価制度は情報公表制度とはその趣旨・目的は異なるものであることから、引き続き適切な運営をお願いしたい。

（6）認知症高齢者グループホームにおける非常災害対策について

昨年3月に発生した札幌市の認知症高齢者グループホーム火災を踏まえ、「認知症高齢者グループホームにおける防火安全体制に関する緊急調査」を実施したところ、避難訓練等の防火安全体制に関する地域住民との連携が不十分であることや、スプリンクラー設備の設置義務の無い275㎡未満の認知症高齢者グループホームのうち、9割以上がスプリンクラーを設置していないことなどが判明したところである。

そのため、非常災害時に地域住民・消防関係者の円滑な連携を図るため、地域住民による避難訓練への参加が得られるよう新たに認知症高齢者グループホームの運営基準の見直しを行ったところである。また、平成22年度経済危機対応・地域活性化予備費により、各都道府県の介護基盤緊急整備等臨時特例基金の積み増しを図り、275㎡未満の認知症高齢者グループホームに対するスプリンクラー設備等の整備について助成対象としたので、基金の活用による非常災害対策の充実を図るよう各関係者に周知願いたい。

なお、公益社団法人日本認知症グループホーム協会では、本年度の老人保健健康増進等事業において「グループホームの安全・確保・向上に関する調査研究」を実施し、その調査結果を踏まえ、「認知症グループホームの防火安全対策に関する手引書及び研修テキスト」を作成し、自治体及び関係団体向けに送付する予定であるのでご留意願いたい。

各自治体におかれては、当該手引書等の活用について管内市町村、関係団体に周知願いたい。

(7) 認知症の人を支える地域づくりのための運営推進会議の活用について

認知症高齢者グループホーム等の地域密着型サービスにおいては、地域に開かれた事業を実施するため、利用者、地域住民の代表者、市町村職員等が参加する運営推進会議を設置し、活動状況の報告等を行っているところである。

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らすために地域において一人でも多くの人が認知症を理解することが必要であることから、運営推進会議において認知症の正しい知識を普及するための講座の実施を検討するなど、市町村が認知症グループホーム等の事業所と連携し、認知症の人を支える地域づくりのために運営推進会議を活用していただくよう管内市町村、関係団体に周知願いたい。

1.1 高齢者虐待の防止について

(1) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止

養介護施設等における虐待を防止するため、施設の実地指導等の機会を捉えて「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）の趣旨を周知徹底するとともに、高齢者権利擁護等推進事業の活用などにより、施設等職員に対する研修の機会の確保に努められたい。

さらに、平成22年9月30日付け老推発第0930号第1号「「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第2条第5項に基づく高齢者虐待の解釈について」により通知したとおり、市町村等において高齢者虐待に該当するか否かについての判断をせずに、例えば「極めて不適切な行為」として処理することは高齢者虐待防止法では想定されていないことについて十分にご留意願いたい。

また、認知症介護研究・研修仙台センターにおいて開発された「養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及びストレスマネジメント支援に向けた教育システム」なども活用し、施設等において所内研修を始めとする虐待防止に対する積極的な取組が行われるよう、指導をお願いしたい。

(2) 養護者による高齢者虐待の防止

養護者による高齢者虐待の防止のためには、介護の困難度の高い高齢者の家庭に対する積極的な支援が望まれるところであり、認知症高齢者を養護する家族に対して、

認知症対策普及・相談・支援事業等を活用した援助を行うとともに、介護の主たる担い手が男性である家庭についても、適切な介護保険サービスの利用の援助など重点的な支援を行うよう、市町村への助言をお願いしたい。

また、地域包括支援センター等において虐待対応に従事する担当者の育成に関して、(社)日本社会福祉士会が、厚生労働省からの補助を受けて研修プログラムを開発し、今年度から全国的に研修を実施しており、また養護者による高齢者虐待の対応に関する手引きについても作成を行ったところである。こうした研修や手引き等を活用し、現場における対応力の強化にも努められたい。

(3) 市町村に対する都道府県の支援

都道府県は、高齢者虐待防止法第19条により、養護者による高齢者虐待に関して、市町村相互間の連絡調整、情報の提供その他必要な援助を行うものとされており、広域的見地から、虐待対応事例の収集、提供や、分離を行う際の居室等の確保などの支援が必要である。このため、平成23年度においては、新たに、高齢者権利擁護等推進事業のメニューを拡充して、高齢者虐待防止のためのシェルター確保事業を実施し、都道府県が被虐待高齢者を保護するためのシェルターの確保に必要な費用等の助成を行うこととしたところであり、積極的な活用をお願いしたい。

また、弁護士等による専門職チームなどを活用した権利擁護相談窓口の設置についても、対応困難事例における有効なサポートとなるものと考えているので、未実施の都道府県にあっては取組をお願いしたい。

(4) 高齢者虐待防止法対応状況等調査

高齢者虐待防止法に基づく各市町村等の対応状況等については、法施行以来、毎年度各都道府県の御協力をいただき調査を実施してきたところである。本調査は虐待防止施策の基礎資料となるものであり、今後とも引き続き実施する予定としている。来年度の調査については、本年度とほぼ同様と考えているが、調査項目は一部見直しを行う予定もあるのでご留意いただくとともに、調査に御協力をお願いしたい。

また、高齢者虐待防止法第25条において、都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況等について公表を行うものとされているので、平成23年度においても着実な実施をお願いしたい。

12 成年後見制度の利用促進について

(1) 成年後見制度について

成年後見制度は、判断能力の不十分な高齢者等の権利擁護、虐待防止を図る上で重要な制度であり、高齢者虐待防止法第28条において、本制度の利用促進を規定している。

平成21年の成年後見関係事件申立件数は27,397件と年々増加しており、今後、認知症高齢者や一人暮らし高齢者が増加していく状況を踏まえると本制度の一層の活用を図ることが必要である。

このため、各都道府県におかれては、成年後見制度の周知等についてご配慮をいただくとともに、管内市町村に対し、市町村長による申立の活用についてより一層の配慮をお願いしたい。

また、市町村長申立の必要性の高まりに対応するため、「10. 認知症施策の推進」における(1)イの「市民後見推進事業」を活用することにより、成年後見制度の利用促進に資する観点から市民を含めた後見活動にかかる体制整備について併せてご配慮いただくなど、成年後見制度の利用促進に積極的に取り組まれるよう、ご助言をお願いしたい。

(2) 成年後見制度利用支援事業について

成年後見制度利用支援事業は、地域支援事業交付金の事業の一つとして実施されており、成年後見制度に対する理解が不十分であることや、費用負担が困難なこと等から制度の利用ができないといった事態を防ぐために、市町村が行う成年後見制度の利用を支援する事業を対象としており、補助の対象となる事業は、

ア 成年後見制度のパンフレットの作成や説明会の開催など、利用促進のための広報・普及活動

イ 成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬に対する助成等

としている。

平成22年度における本事業の実施率は全国の保険者の約65%であり、平成19年度の約50%から年々増加しているものの、全ての市町村で実施されている状況ではないことや、都道府県毎の実施状況においても100%～約30%と格差も見受け

られること等から、各都道府県におかれては、本事業の趣旨を十分にご理解の上、管内の市町村に対して事業の周知をお願いしたい。

なお、本事業の実施に当たっては、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等が広く地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するという観点から、

ア 判断能力が不十分な者に対し、福祉サービスや苦情解決制度の利用援助等を行う
社会・援護局所管の「セーフティネット支援対策等事業の実施について（平成17年3月31日社援発第0331021号）」に基づき実施している日常生活自立支援事業など他の権利擁護に関連する事業

イ 市町村社会福祉協議会、司法書士会（リーガルサポート）、社会福祉士会（ぱあとなあ）、日本弁護士連合会などの高齢者・障害者の権利擁護に携わる各種団体との円滑な連携を図るよう併せて周知願いたい。

